

# 1 . はじめに

市町村は、住民に最も身近で基礎的な自治体として、福祉、教育、社会基盤整備など住民に密着した行政サービスの提供や特色ある地域づくりにおいて重要な役割を果たしています。

現在の市町村は、そのほとんどが、明治22年に近代的な地方自治制度である市制・町村制が施行されたことを受け、その時代の要請に応えるため、「明治の大合併<sup>1</sup>」、「昭和の大合併<sup>2</sup>」により、行財政基盤を強化し、行政サービスを提供してきました。

しかし、現在の市町村を取り巻く社会経済情勢は、まさに激動の真只中にあり、厳しい状況に対処し、将来にわたる地域の維持・活性化のためには、合併による市町村の行財政基盤や行政サービス体制の強化が求められています。

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づく市町村建設計画として、田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町の合併後の平成17年度から平成27年度までの11か年の新市づくりの基本方針を定めるとともに、その基本方針に基づく新市づくりのための施策などを示すものです。

---

<sup>1</sup> 明治の大合併: 戸籍や小学校などの事務処理をするため、300～500戸を標準として、内務大臣訓令によって強制的に合併が進められた。

<sup>2</sup> 昭和の大合併: 社会福祉や保健衛生、学校教育や消防などの事務処理をするため、新制中学が合理的に運営できる規模である人口8,000人を標準として合併が促進された。